五監公告第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成31年3月28日

五 泉 市 監 査 委 員 柄 沢 則 夫 広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

上下水道局(下水道事業)

3. 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成31年3月1日~平成31年3月25日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

公共下水道使用料通知書及び工事関係等の事務処理において、記載内容の誤りや整合性のとれていない事例が見受けられる。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

下水道事業受益者負担金及び下水道使用料は公法上の債権であり、受益者負担の公平性を確保するためにも適切な債権管理が求められる。

これらの滞納対策として、都市計画法第75条、下水道法第20条、及び地方自治法第231条の3、同附則第6条の規定に基づき、地方税の滞納処分の例による処分が可能となっている。関係課との一層の連携を図るとともに、他自治体の滞納対策事例等を参考にしながら、早急な取り組みを検討されたい。